

A photograph of a dense forest with tall, slender trees and a thick canopy of green leaves. In the foreground, there is a wooden structure consisting of a hexagonal table with a central hole, surrounded by a low wooden railing. The ground is covered with fallen leaves and some green plants.

東村山市

緑化助成の手引き

(生垣・植樹帯・観賞用樹木・壁面・フェンス)

東村山市ではみどり豊かなまちづくりを推進するため、庭先や建物の緑化を助成しています。自宅や事業所をみどりで彩ってみませんか。

## 補助要件

### ◆生垣の造成

新たな生垣の造成又は既存の塀等を撤去して生垣へと改造する場合。

#### 条件

- ①高さがおおむね 80 センチメートル以上で、かつ、良好な樹木をその葉が相互に触れ合う程度に列植すること。
- ②接道部分の生垣の長さが 3 メートル以上であること。
- ③ 4 メートル以上の幅員を持つ道路に面していること。



### ◆植樹帯の造成

新たな植樹帯の造成又は既存の塀等を撤去して植樹帯へと改造する場合。

#### 条件

- ①縁石等により区画された帯状の部分に樹木を植栽すること、及びそのための造成をすること。
- ②接道部分の植樹帯の長さが 3 メートル以上であること。
- ③ 4 メートル以上の幅員を持つ道路に面していること。



### ◆観賞用樹木の植栽

新たに観賞用樹木を造成する場合。

#### 条件

- ①高さがおおむね 80 センチメートル以上の観賞用樹木を造成及び植栽すること。
- ② 4 メートル以上の幅員を持つ道路から全体が目視できること。
- ③樹木の枝が敷地の境界を越えない位置に植栽すること。



### ◆壁面(フェンス)緑化

つる性植物を用いて建物の外壁面やフェンス等を緑化する場合。

#### 条件

- ①ツタ類、カズラ類等の多年生のつる性植物を植えること。
- ②緑化する壁面等の長さがおおむね 3 メートル以上であり、かつ、当該長さ 1 メートルにつきつる性植物の苗を 1 本以上植栽すること。

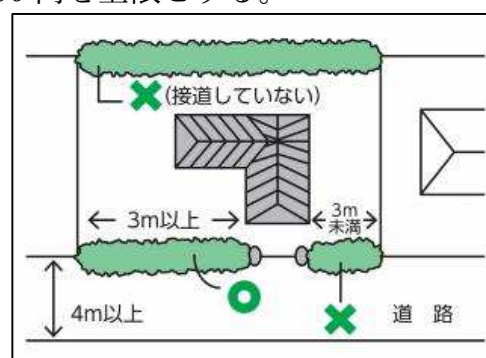


補助内容

	補助金の額	補助対象経費
生垣の造成	生垣の造成等に係る費用 接道部分の長さ 1m 当たり 10,000 円  塀等の撤去費用 接道部分の長さ 1m 当たり 6,000 円	樹木等購入費 植栽費 補助材購入費 縁石等購入費 設置費 塀等撤去費
植樹帯の造成	植樹帯の造成等に係る費用 接道部分の長さ 1m 当たり 10,000 円  塀等の撤去費用 接道部分の長さ 1m 当たり 6,000 円	樹木等購入費 植栽費 補助材購入費 縁石等購入費 設置費 塀等撤去費
観賞用樹木 (シンボルツリー)の植栽	観賞用樹木の造成及び植栽に要する費用 1 本当たり 5,000 円 (上限総額 10,000 円)	樹木等購入費 植栽費 補助材購入費 縁石等購入費 設置費
壁面等(フェンス)緑化	つる性植物の苗の購入に要する費用 1 本当たり 1,000 円(上限 20 本)	つる性植物の苗の購入費

注意事項

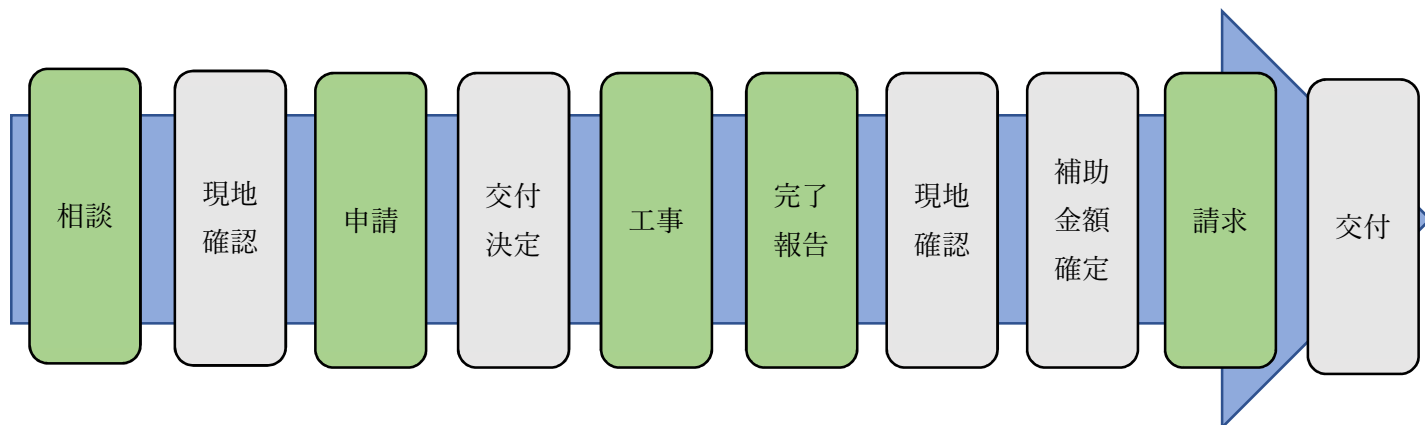
- ・補助対象者は、市内に所在する土地を所有又は使用する者であること。
- ・①国、地方公共団体及び公社・公団が行う事業  
②分譲、売買又は賃貸等を目的とした事業として行うときは助成の対象外。
- ・接道部分の長さについて、1m未満の端数は切り捨てて計算する。
- ・造成費用が規定額に満たない場合は、実際に要した費用を補助する。
- ・事業所の敷地に緑化を行う場合、合計 100,000 円を上限とする。  
(ただし、壁面等緑化の費用は含まない。)
- ・生垣の造成、植樹帯の造成における  
条件②、条件③は右図を参照ください。



## 申請手続き

申請者

市



- ・造成等の工事発注又は樹木等の資材購入の前に、必ず市にご相談ください。
- ・申請手続き前に造成等の工事に着手した場合、補助の対象となりません。
- ・申請の際には、申請書に以下の書類を添えて提出してください。
  - (1)造成等を行う前の写真
  - (2)造成等の工事見積書または購入費用が分かる書類
  - (3)別に定める維持管理に関する誓約書
  - (4)その他市長が必要と認める写真
- ・造成後は生垣等の樹木やつる性植物が敷地の境界線を越えないよう剪定等の管理作業を行ってください。
- ・生垣等の樹木やつる性植物は、補助金交付の日から3年以上存続させ、その景観や機能の保全に努めてください。
- ・この制度は、「東村山市生垣等造成費補助に関する規則」、「壁面等緑化推進事業補助金の交付に関する規則」に基づいて行っています。

問合せ 東村山市みどりと公園課

〒189-8501 東村山市本町 1-12-13 東村山市役所本庁舎 4階

TEL.042-393-5111(代表)

Mail(midori@m01.tokyo.higashimurayama.co.jp)

東村山市 緑化助成

検索